

## [事案 2021-163] 転換契約無効請求

・令和4年7月4日 裁定終了

### <事案の概要>

転換時の募集人の説明不足を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和59年に契約した終身保険を、平成22年6月に個人年金保険に転換したが、転換しても死亡保険金はなくなると誤信していたため、転換を無効として転換前契約に戻してほしい。

### <保険会社の主張>

募集人は、保障内容変更設計書等を用いて死亡保障がなくなる旨も含めて説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換に関する経緯と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人子に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。